

大田区諮問第 109 号答申

1 審査会の結論

大田区長（以下「実施機関」という。）が令和 4 年 5 月 25 日付け 4 田特発第〇〇号によって行った公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、相当である。

2 請求対象情報

田園調布せせらぎ館（以下「本件施設」という。）の飲食店「〇〇〇〇」（以下「本件飲食店」という。）の収支報告書（以下「本件公文書」という。）

3 審査の経過

令和 4 年 9 月 5 日 諮問を受け、実施機関から説明を聴取し、審査した。
10 月 6 日 審査した。

4 事実の経過

審査請求人は、令和 4 年 5 月 6 日、大田区情報公開条例（昭和 60 年条例第 51 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、本件公文書の開示請求を行った。同月 25 日、実施機関は、本件飲食店の収支報告書の金額の一部については、開示することにより、当該法人の事業の運営を不当に害するものであり、条例第 9 条第 2 項第 2 号に該当するという理由を付して、公文書部分開示決定を行った（本件処分）。同年 6 月 1 日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて審査請求を行った。

5 審査請求の理由及び実施機関の弁明に対する反論

(1) 審査請求の理由

実施機関は、本件公文書を全部開示することにより当該法人の事業の運営を不当に害することが認められると主張するが、これは区民の知る権利を妨害するものである。目黒区や世田谷区など、隣接する他の特別区においては、本件において非開示とされている情報も全て公開されている。大田区初の指定管理者による公園運営が委託されている飲食店のテナント料無料など区民よりも事業者を優遇し過ぎている懸念がある。

(2) 実施機関の弁明に対する反論

条例第9条第2項第2号では、「当該法人等又は個人の事業の運営を不当に害すると認められるもの」について、「害する」として侵害結果の認定まで要求しているのに、実施機関は「おそれ」で拒否できるとしており、条例への法的理解が足りない。

ノウハウの流出については、テナント料は誰が指定管理者になるかによって変わるものではないから、ノウハウ流出とは関係がない。収支報告書についても、収支報告によって利益率が分かったとしても、数字の開示だけではノウハウが外部から分かるものではない。

大田区に隣接する世田谷区では、今回の請求内容と同様の請求について、問題なく情報を開示している。情報公開の対象である業者及び世田谷区民からも不平や不満の意見は生じていない。

6 実施機関の弁明の要旨

条例第9条第2項第2号は、「法人……その他の団体（以下この号において「法人等」という。）に関する情報……であって、開示することにより、当該法人等……の事業の運営を不当に害すると認められる情報が記録されている公文書については、開示しないことができる」旨を規定している。

指定管理者制度の目的は、民間事業者等の保有する専門知識や技術的なノウハウを活用することで区民サービスの向上と効率的な運営を図ることである。本件公文書においては、事業者がどの事業や活動にどれくらい支出したかの情報を開示することによって、施設運営における事業者のノウハウが流出し、競合相手に模倣されるおそれがあるため、条例第9条第2項第2号に該当するとして、事業の運営を区が不当に害することがないように該当部分について非開示としたものである。

本件処分は、条例に基づき行ったものであり、他の自治体の公文書開示が本件処分に影響を与えるものではない。

7 審査会の判断

条例第9条第2項第2号は、「法人……その他の団体（以下この号において「法人等」という。）に関する情報……であって、開示することにより、当該法人等

……の事業の運営を不当に害すると認められる情報が記録されている公文書については、開示しないことができる」旨を規定している。

その趣旨は、法人等には社会構成員として自由な事業活動が認められており、また、生産技術、営業、財務、信用等に関して他に知られたくない情報があることから、法人等の事業活動の自由を原則として保障するために、これらの情報を公開することで当該法人等が不当に不利益を被ることになると認められる場合には、これを非開示とすることができるとしたものと解される。

この点、本件において情報公開の要請との均衡上問題となるのは、本件施設の指定管理者ではなく、当該指定管理者から本件飲食店の運営を委ねられた法人（以下「本件法人」という。）の事業活動の自由である。

そこで、審査会において本件公文書について見分したところ、本件公文書は本件飲食店の年間収支報告書であり、その非開示部分には、本件飲食店の「令和 3 年 1 月分～令和 3 年 3 月分」及び「令和 3 年 4 月分～令和 4 年 3 月分」に係る「支出」及び「収支」が記載されており、これによって本件飲食店の細かな営業実態が明らかとなることが認められた。これらの記載内容が公開されれば、社会構成員として自由な事業活動が認められている本件法人について、その生産技術、営業、財務、信用等に関して他に知られたくない情報が明らかとなり、本件法人は不当な不利益を被ることが認められる。

なお、本件法人は指定管理者から委託を受けて本件飲食店を運営する主体であって指定管理者そのものではないから、その収支報告に関する情報開示の要請に対する判断は、指定管理者と同様な基準ではなされ得ない。

したがって、本件公文書の非開示部分については条例第 9 条第 2 項第 2 号に基づき非開示とすることが相当であって、これに関する実施機関の判断に違法又は不当な点は認められない。

以上の次第であり、前記「1 審査会の結論」のとおり判断する。

大田区情報公開・個人情報保護審査会

会長 板垣 勝彦

委員 黒野 徳弥

委員 浦岡 由美子